

特定非営利活動法人グラスパーキング「駐車場芝生化」技術協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グラスパーキング「駐車場芝生化」技術協会という。ただし、登記上は、特定非営利活動法人グラスパーキング・駐車場芝生化技術協会と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目14番地ポートピアプラザC棟1602号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民・市民、企業・団体、行政に対して都市の温熱環境問題並びにその対策となる駐車場芝生化の利害得失を共有するとともに適切な芝生化駐車場の設置、評価及び保守・点検に関する事業を行い、熱汚染対策に係る地域住民・市民との相互作用（リスク・コミュニケーション）によって持続可能な芝生化駐車場が普及・定着することで、生活域の熱環境悪化の軽減に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 舗装の熱汚染リスクと芝生化によるリスク軽減に係る広報の企画及び運営事業
- ② 駐車場芝生化基盤整備技術の研修支援及び認定事業
- ③ 芝生化駐車場の点検・評価及び維持管理技能の習得支援並びに相談事業
- ④ 駐車場芝生化技術の向上に係る研究・開発支援事業
- ⑤ 既設芝生化駐車場の検証と対策（更新）指導事業
- ⑥ 駐車場緑化に係る教育・出版事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申

し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたとき、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を

執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他理事会が必要と認める重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席正会員が提案した緊急を要する議案に対し、出席正会員の 5 分の 2 以上の同意があったときは、これを総会の議案とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (4) 議長選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 役員職務
- (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席理事が提案した緊急を要する議案に対し、出席理事の 3 分の 2 以上の同意があったときは、これを理事会の議案とすることができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 資産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までは前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を

得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	伊藤 幹二
副理事長	日笠 恵輝
理事	寺田 良幸
同	小谷 謙二
同	伊藤 操子
同	川瀬 丈四郎
監事	長沼 和夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費(年額)は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立初年度の正会員会費は不要とし、正会員は設立の翌年度から払い込むものとする。

- (1) 正会員 個人 20,000 円 団体 40,000 円
- (2) 賛助会員 個人一口 10,000 円 (一口以上) 団体一口 10,000 円 (二口以上)

平成24年度事業計画書

特定非営利活動法人グラスパーキング「駐車場芝生化」技術協会

1 事業実施の方針

設立初年度は、法人の社会的役割の認知ならびに協力者、賛同者の増加に向けた活動を重点的に行うとともに、事業を軌道に乗せるために、以下のことに力を入れる。

- (1) ウェブサイトの整備によりPRを行う。
- (2) 兵庫県まちなみ緑化事業補助受給者及び関係者との連携を進める。
- (3) グラスパーキング事業関係者との連携により地域住民とのリスク・コミュニケーションを図る活動に重点を置く。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見み額（千円）
舗装の熱汚染リスクと芝生化によるリスク軽減に係る広報の企画及び運営事業	ホームページ運営による広報	通年	全国	3人	一般市民・都市熱環境関係者約10,000人	240
	パンフレット・パネル作成及び説明会	通年	兵庫県内	10人	一般市民・まちなみ緑化事業関係者約500人	
駐車場芝生化基盤整備技術の研修支援及び認定事業	第1回公開技術セミナーの開催：駐車場芝生化の意義	年1回	神戸市内	5人	一般市民・グラスパーキング事業関係者の応募者約200人	120
芝生化駐車場の点検・評価及び維持管理技能の習得支援並びに相談事業	‘誰もが出来る芝生の管理’教室のカリキュラムの策定	年1回	神戸市内	3人	兵庫県下受講希望者約200人	20
駐車場芝生化技術の向上に係る研究・開発支援事業	‘やっつてはならない駐車場芝生化’講座の開設準備	年1回	神戸市内	2人	グラスパーキング事業関係者・関連企業参加者約150人	10
既設芝生化駐車場の検証と対策（更新）指導事業	既設芝生化駐車場の機能診断方法及び調査報告書様式の策定	年1回	神戸市内	2人	芝生化駐車場管理責任者約500人	60
駐車場緑化に係る教育・出版事業	‘植物学者の書いた都市の温熱環境対策’編集委員会の設立	年1回	神戸市内	3人	全国の都市熱環境関係者約1,000人	10

平成25年度事業計画書

特定非営利活動法人グラスパーキング「駐車場芝生化」技術協会

1 事業実施の方針

設立2年度は、法人の社会的役割の認知と知名度の向上ならびに協力者、賛同者の増加にむけた活動を重点的に行うとともに、事業を軌道に乗せるために、以下のことに力を入れる。

- (1) 兵庫県内弁護士会環境部会、青年会議所環境部会、経済団体、その他環境支援団体をリストアップし、訪問およびDMによるPRを行う。
- (2) 兵庫県下住民とグラスパーキング関係者間のリスク・コミュニケーションを可能にする仕組みづくりに焦点を絞る。
- (3) 地域住民の関心と参画のための情報を発信することに重点を置く。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者の範囲及 び予定人数	支出見 込み 額(千 円)
舗装の熱汚染リスクと芝生化によるリスク軽減に係る広報の企画及び運営事業	ホームページ運営による広報	通年	全国	3人	一般市民・都市熱環境関係者約30,000人	380
	パンフレット・パネル展示による説明会	通年	全国	15人	一般市民・都市環境問題関係者約1,000人	
	第一回公開シンポジウム:熱汚染と芝生	年1回	兵庫県内	8人	一般市民・グラスパーキング事業関係参加希望者 約250人	
駐車場芝生化基盤整備技術の研修支援及び認定事業	第2回公開技術セミナーの開催:芝生化基盤整備技術	年1回	兵庫県内	5人	一般市民・グラスパーキング事業関係応募者約200人	200
芝生化駐車場の点検・評価及び維持管理技能の習得支援並びに相談事業	第1回公開講座の開催:芝生化駐車場とは?	年1回	兵庫県内	5人	兵庫県下受講希望者約250人	150
	‘誰もが出来る芝生の管理’教室開講準備	年2回	神戸市内	5人	兵庫県下受講希望者約200人	
駐車場芝生化技術の向上に係る研究・開発支援事業	‘やっではない駐車場芝生化’講座開設	年1回	神戸市内	2人	グラスパーキング事業関係者・関連企業約150人	50
既設芝生化駐車場の検証と対策(更新)指導事業	芝生化駐車場の機能診断のやり方及び補修・更新可否の報告書の作成指導	年4回	兵庫県内	5人	芝生化駐車場管理責任者約500人	91
駐車場緑化に係る教育・出版事業	‘植物学者の書いた都市の温熱環境対策’編集委員会	年2回	神戸市内	3人	全国の都市熱環境関係者約1,500人	50